

第2章 業務の概要及び実績

1 総務課

(1) 行政文書の開示

①業務概要

行政機関等が保有する文書については、情報公開法に基づいて開示請求することができます。

行政文書の開示請求が申請された場合には、行政文書を保有する担当部署と協力し、行政文書の写しの交付を行っています。なお、個人に関する情報などの不開示情報が記録されている場合は不開示となります。

②業務実績

令和7年度における開示請求の件数は、次のとおりです。

部門	件数
年金・健康福祉部門	4 件
医療指導部門	31 件
合計	35 件

(2) 採用関係

内容	実績
パンフレット	・新規採用案内パンフレットの作成
説明会等	・四国厚生支局個別説明会の実施（6月17日～19日、23日） ・官庁合同業務説明会（6月27日） ・4官署合同業務説明会（11月28日、12月12日） ・官庁訪問（7月2日～4日）

(3) 経営力向上計画の審査・認定業務

①業務概要

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画（※）の認定を受けた中小企業等は、税制や金融の支援措置等を申請することができます。

四国厚生支局では、令和7年度から管内の中小企業者等から申請のあった経営力向上計画の審査・認定業務を行っています。（令和6年度までは近畿厚生局で審査等を行っていました。）

※経営力向上計画とは

経営力向上計画とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、中小企業者等の経営力を向上するために実施する計画です。

②業務実績

令和7年度における認定件数は、次のとおりです。

	件数
認定件数	51 件

2 企画調整課

(1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案

①業務概要

企画調整課は、四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、関係機関との連絡調整や支局内の調整・取りまとめを行っています。

主な業務として、支局組織目標の策定、業務計画の取りまとめ、広報の推進、職員研修の企画、組織的な業務改善に向けた取組みなどを行っています。

②業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

【広報関係】

内容	実績
四国厚生支局ホームページ	- 各種情報の掲載 - 各課で実施した事業に係るフォトレポートの掲載
パンフレット	四国厚生支局業務パンフレットの作成及び四国厚生支局ホームページへの掲載
YouTube「四国厚生支局公式チャンネル」	「認知症希望大使フォーラム」、【講演】サービス提供から「リエイブルメント」へ（地域包括ケア推進課）、「定例報告について」（医療課）「決算報告書の作成について」（年金管理課）等について動画掲載
合同庁舎屋外電光掲示板	「学生納付特例制度」、「マイナポータルを活用した電子申請」外 18 件の広報内容について電光掲示板へ表示

【職員研修】

開催月	研修名
令和7年4月	新規採用者研修、年金制度説明及び年金局各課室所管事項説明
令和7年6月	ギャンブル依存症について
令和7年7月	南海トラフ巨大地震への備え、メンタルヘルス対策
令和7年10月	公的年金制度と老後の生活設計について、現地施設研修（国立療養所大島青松園）
令和7年11月	麻薬取締部の業務と最近の薬物事情、行政対象暴力等対応者研修
令和8年3月	分かりやすい説明の仕方研修、精神・発達障害者しごとサポート養成講座

【業務改善の取り組み】

開催月	実施内容
令和7年9月 【第1回業務改革推進月間】	・各課所におけるミーティングの実施 ・幹部職員のマネジメント改革の推進 ・ペーパーレス化、Teams の利用推進 ・生成 AI・RPA などを活用しデジタル化 ・人材育成（IT スキル・リスク意識）
令和8年2月 【第2回業務改革推進月間】	・各課所におけるミーティングの実施（取組の改善と定着） ・在庁時間の縮減（定時退庁の強力な推進） ・ペーパーレス化、Teams, OneNote の活用、会議、業務のオンライン化

（２）四国地方社会保険医療協議会総会の運営

①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置されています。協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議することができます。

協議会は「総会」と各県を担当する４つの「部会」で構成されています。企画調整課においては「総会」の庶務を担当しており、四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年１０月の任期満了（任期２年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。なお、部会の庶務は指導監査課及び各県事務所が担当しています。

◆四国地方社会保険医療協議会の概要

【総会】

- ・委員定数：20 名
- ・委員構成：支払側委員 7 名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員 7 名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員 6 名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等

【部会】

- ・委員定数：8 名
- ・委員構成：支払側委員 3 名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員 3 名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員 2 名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）

②業務実績

令和7年度における総会の開催状況は、次のとおりです。

開 催	採 決 内 容
令和7年10月 (書面開催)	・会長代行選出にかかる選挙及び改選委員の各県部会所属について

(3) 「国民の皆様の声」への対応

①業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。

四国厚生支局の各課や各県事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、支局内で情報共有するとともに随時、厚生労働本省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については厚生労働省ホームページで公表しています。

②業務実績

令和7年度に寄せられた「国民の皆様の声」は、次のとおりです。

厚生労働本省への報告	件数
大臣官房地方課	1件
医 政 局	0件
社 会 ・ 援 護 局	0件
健 康 局	0件
保 険 局	1件
合 計	2件

(4) 四国南海トラフ地震対策戦略会議への参画

①業務概要

四国管内では、東南海・南海地震への対策が急務となり、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海対策連絡調整会議」が設置されました。また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設置され、上記2会議は「四国南海トラフ地震対策戦略会議」に改組されました。四国厚生支局では、四国南海トラフ地震対策戦略会議に参画し地震防災対策の充実に向けて取り組んでいます。

②業務実績

「四国南海トラフ地震対策戦略会議」では、「四国地震防災基本戦略」が策定されています。

四国厚生支局では、「根幹的な応急対応に関する項目」のうち、「救援・救護（DMATの広域派遣計画・広域医療搬送計画）」に関する対応すべき課題に対し、関係機関として参画し、四国南海トラフ地震への対策に向け取り組んでいます。

令和7年度においては、令和7年8月に香川県で四国南海トラフ地震対策戦略会議が行われ、令和8年1月に合同訓練が開催されました。

◆四国厚生支局の防災に関する取組み

〔概要〕

四国厚生支局における防災対応については、当支局が講ずべき防災業務等の措置及び実施手順を定めた「四国厚生支局業務継続計画及び防災業務の実施について」（以下、四国厚生支局業務継続計画実施要領という。）に基づき実施しています。四国厚生支局業務継続計画実施要領の実効性をより高め、防災に関する取組みを推進するため、令和3年10月に「四国厚生支局防災チーム」を設置し、支局内一体となり防災対策にあたっています。

〔実績〕

令和7年度においては、支局内全体として以下の取組みを行っております。

- ・ 防災訓練の検討・実施
- ・ 庁舎内の点検・耐震
- ・ 災害発生時に備えた備蓄品の検証
- ・ 防災チームの翌年度活動計画の策定
- ・ 「四国南海トラフ地震対策戦略会議」及び合同訓練への参加
- ・ 「四国厚生支局業務継続計画実施要領」の見直し
- ・ 「四国厚生支局防災チーム設置規程」の見直し

3 年金管理課

◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」という。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、四国厚生支局が実施しています。

（１）機構の収納職員及び徴収職員の認可

①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」という。）の収納事務については「収納職員」が、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については「徴収職員」が行っています。

収納職員及び徴収職員は機構理事長が任命しますが、その任命に当たっては、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部から各年金事務所等に配置する収納職員及び徴収職員について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

②業務実績

令和 7 年度における収納職員等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可人数
収納職員	25人
徴収職員	31人

（２）機構が行う滞納処分等の認可及び確認

①業務概要

機構が保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分）及び各年金事務所（緊急分及び随時分）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構本部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは事業の廃止や破産等で急を要するため機構四国地域部を経由して各年金事務所から個別に認可申請されるもの、「随時分」とは会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で各年金事務所から個別に認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和7年度における滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
滞納処分等（通常分）	35,689件
滞納処分等（緊急分）	20件
滞納処分等（随時分）	4件
計	35,713件

③実施結果

機構が実施した滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめ、翌月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に滞納処分等が執行されているかの確認を行っています。

令和7年度における確認結果は、次のとおりです。

区分		報告件数
実施結果	突 合	3,809件
	不突合	0件
	計	3,809件
差押等の 執行状況	完 納	491件
	分割納付	65件
	処分続行中	3,253件
	計	3,809件

※「突合」は認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合、「不突合」は認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合の件数。

（３）機構が行う立入検査等の認可及び確認

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは従業員等からの情報提供等により年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和7年度における立入検査等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
立入検査等（通常分）	29,261件
立入検査等（緊急分）	81件
計	29,342件

③実施結果

機構が実施した立入検査等については、機構四国地域部で認可後1年（認可有効期限）経過した時点の各年金事務所分を取りまとめ、認可有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では適正に事業所の調査が実施されているかの確認を行っています。

令和7年度における確認結果（令和6年度中の認可に関するもの）は、次のとおりです。

区分		報告件数
立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	4,843件
	指摘無の事業所	8,173件
	行方不明の事業所	105件
	計	13,121件
未実施の事業所		6,932件
計		20,053件

（４）機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは障害の状態を診断させる調査など年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和7年度における受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
受給権者等調査（通常分）	4件
受給権者等調査（緊急分）	0件
計	4件

③実施結果

機構で実施した受給権者等調査については、機構四国地域部で各年金事務所分を取りまとめ、毎年度終了後の4月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に調査が実施されているかの確認を行っています。

令和7年度における確認結果は、次のとおりです。

区分	報告件数
受給権者等調査認可件数	4件
受給権者等調査実施件数	4件
受給権者等調査未実施件数	0件
計	4件

(5) 厚生年金保険料等の納付猶予の許可

①業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時的に納付することが困難と認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請（通常分及び災害分）があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

※「通常分」とは「通常の納付猶予」及び「届出が遅延した場合の納付猶予」で、機構四国地域部より随時猶予申請されるもの、「災害分」とは「災害による納付の猶予」で、機構四国地域部より毎月一定の時期を定めて猶予申請されるものをいう。

②業務実績

令和7年度における厚生年金保険料等の納付猶予の許可実績は、次のとおりです。

許可内容	許可件数
納付猶予（通常分）	0件
納付猶予（災害分）	0件
計	0件

(6) 機構が行う保険料等の収納確認

①業務概要

四国厚生支局（年金管理課の指定された官職の職員）では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

また、原則年1回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

②業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課の指定された官職の職員が機構事務センターに赴き、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

(7) 国民年金事務費交付金等の審査

①業務概要

国民年金事業等の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金等の事務の一部を委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が国民年金事務費交付金等として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が実施する法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、被保険者などへのサービス向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆ 法定受託事務とは・・・

国民年金法等の規定により市町村が実施する国民年金被保険者の資格取得や資格喪失、種別変更等の届書の受理等に関する事務

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務以外に被保険者などへのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される、資格取得時における保険料の納付督促、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務等に関する事務

②業務実績

令和7年度における交付実績は、次のとおりです。

【法定受託事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	154,904	83,466	71,438
香川県 (市町村数17)	162,266	92,122	70,144
愛媛県 (市町村数20)	239,944	144,827	95,117
高知県 (市町村数34)	146,997	74,909	72,088
計 (市町村数95)	704,112	395,324	308,788

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

【協力・連携事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	20,791	8,472	12,319
香川県 (市町村数17)	32,652	11,702	20,950
愛媛県 (市町村数20)	47,068	21,416	25,652
高知県 (市町村数34)	17,249	6,715	10,534
計 (市町村数95)	117,762	48,305	69,457

※「概算交付額」とは年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額、「精算交付額」とは年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をいう。

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(8) 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査

①業務概要

年金生活者支援給付金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業と同様に、市町村へ年金生活者支援給付金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、受給者などへのサービス向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆ 法定受託事務とは・・・

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定により市町村が実施する年金生活者支援給付金の支給に関する、各種認定請求書の受理、機構への受給資格者の所得情報の提供等に関する事務

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務以外に受給者などへのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される、制度周知、制度・手続に関する相談、機構との合意により行われる各種情報の提供等に関する事務

②業務実績

令和7年度における交付実績は、次のとおりです。

【交付決定額】

(単位：千円)

県 名	交付決定額	法定受託事務	協力・連携事務	特別事情分
徳島県 (市町村数23)	3,653	1,892	392	1,367
香川県 (市町数15)	1,736	1,432	304	0
愛媛県 (市町数19)	6,784	3,296	566	2,921
高知県 (市町村数30)	5,076	1,915	459	2,701
計 (市町村数87)	17,251	8,537	1,722	6,991

※「特別事情分」とはシステム改修に要した経費に対して交付した額をいう。

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計及び「交付決定額」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(9) 健康保険事務指定市町村に関する交付金の審査

①業務概要

日雇特例被保険者※に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

四国厚生支局では、四国厚生支局管内6事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書などの内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

※ 日雇特例被保険者とは、健康保険法第3条第2項に規定のある、適用事業所に使用される日雇労働者のことです。日雇特例被保険者の保険者は全国健康保険協会ですが、指定市町村に居住している日雇特例被保険者は、居住地の役所（役場）にて日雇特例被保険者手帳の交付など一部の手続きができます。

②業務実績

令和7年度における交付実績は、次のとおりです。

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付	
			手帳交付等件数	金額（円）
徳島県	6	3	4	429
計	6	3	4	429

※香川県、愛媛県及び高知県には事務指定市町村はありません。

(10) 社会保険労務士に関する業務

○業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ・社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ・社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ・社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ・社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ・社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ・全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

令和8年3月末現在における社会保険労務士会会員数及び法人数は、次のとおりです。

県名	会員数（人）					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	126	12	20	18	176	10
香川県	199	30	47	26	302	17
愛媛県	228	41	53	32	354	31
高知県	123	14	36	17	190	9

県名	会員数（人）					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
計	676	97	156	93	1,022	67

（１１）年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項についての啓発、相談及び助言等の活動を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区別され、いずれも厚生労働大臣が委嘱を行っています。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成２５年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を行っています。

（参考）

- 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。
 - ・機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
 - ・機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
 - ・機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
 - ・各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
 - ・前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動
- 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。
- 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

②業務実績

令和８年３月末現在における年金委員数は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	608人	69人	1,542人
	徳島南	666人		
	阿波半田	199人		
香川県	高松西	897人	129人	3,052人
	高松東	1,066人		
	善通寺	960人		
愛媛県	松山西	726人	129人	2,747人
	松山東	464人		

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
	新居浜	607人		
	今 治	435人		
	宇和島	386人		
高知県	高知東	399人	55人	1,341人
	高知西	440人		
	南 国	249人		
	幡 多	198人		
計		8,300人	382人	8,682人

令和7年度における年金委員功労者厚生労働大臣表彰は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	表彰者数	備考
徳島県	徳島北	1名	職域型
香川県	高松西	1名	職域型
	善通寺	1名	職域型
愛媛県	宇和島	1名	職域型
計		4名	

(12) 学生納付特例事務法人の指定及び監督

①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定
- ・学生納付特例事務法人への改善命令
- ・学生納付特例事務法人制度の普及・推進

②業務実績

令和7年度は、毎年11月の「ねんきん月間」に合わせ10月に管内268校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知等を行っています。令和8年3月末現在における学生納付特例事務法人数は、次のとおりです。

県名	事務法人		事務取扱教育施設
	法人	指定校	
徳島県	3法人	3校	1施設
香川県	5法人	5校	1施設
愛媛県	7法人	10校	0施設
高知県	9法人	12校	4施設
計	24法人	30校	6施設

※「事務法人」の「指定校」は法人が設立する大学、専門学校等であり、「事務取扱教育施設」とは国又は地方公共団体が設置する県立学校等である。

（１３）保険料納付確認団体の指定及び監督

○業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

（１４）機構との協力・連携

①業務概要

機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、機構との情報交換や共有化、また、公的年金制度の啓発・普及を目的とした地域年金展開事業の協力・連携を行っています。

②業務実績

公的年金制度関係の最近の動向や四国厚生支局及び機構の四国管内の業務状況などについて情報及び意見交換を行いました。また、地域年金展開事業への支援を行いました。

- ・機構との事務打合せ会の実施
- ・地域年金事業運営調整会議（各県代表年金事務所主催）への参加
- ・地域年金展開事業の実施に関する協力・連携（管内の大学等に対する年金制度周知パンフレットの送付、「ねんきん月間」等における公的年金制度周知等）

4 年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査

①業務概要

日本年金機構年金事務所段階で訂正できない年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情などを幅広く詳細に調査し、中国四国地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

②業務実績

令和7年度における訂正請求の受付・処理状況は、次のとおりです。

	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	6件	(0) 103件	109件
処理件数	2件	(0) 104件	106件
四国厚生支局で処理	2件	(0) 10件	12件
訂正決定	0件	(0) 7件	7件
不訂正決定	2件	(0) 3件	5件
請求却下	0件	(0) 0件	0件
日本年金機構で記録訂正	0件	(0) 93件	93件
訂正請求の取下げ等	0件	(0) 1件	1件

※（ ）内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

(2) 中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

○業務概要

中国四国地方年金記録訂正審議会は、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所段階で訂正できない請求事案について中立的な立場で公平・公正な判断を行うため、中国四国厚生局に設置されています。

同審議会には四国を担当する部会が置かれ、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が、一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを中立的な立場で審議して判断します。

四国厚生支局では部会の運営をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

5 健康福祉課

(1) 各種養成施設等の指定及び監督

①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

令和8年3月末現在の各種養成施設等の指定（認定）状況は、次のとおりです。

施設種別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設	5 (5)
栄養士養成施設	5 (5)
科目確認大学等（社会福祉士）	10 (9)
介護福祉士養成学校	4 (4)
福祉系高等学校等	4 (4)
あ・は・き養成施設	1 (1)
計	29 (28)

※管理栄養士の5養成施設は栄養士の資格も得られます。

※「あ・は・き養成施設」とはあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略したもの。

②業務実績

令和7年度における指定等及び指導調査の業務実績は、次のとおりです。

【指定等に関する事務】

（単位：施設）

養成施設等の種別	指定	取消 (廃止)	変更 承認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	0	0	2	0	5
栄養士養成施設	0	0	1	1	5
科目確認大学等（社会福祉士）	0	0	0	17	
介護福祉士養成学校	0	0	0	11	4
福祉系高等学校等	0	0	1	6	4
あ・は・き養成施設	0	0	1	4	1
計	0	0	5	39	19

※「指定」は、令和7年度中に指定手続きが終了した養成施設の数。

※「変更承認」は学則（修業年限、養成課程、定員、学級数）、校舎の用途、面積、配置図等の変更する場合で、

「変更届」は設置者、名称、住所、学則（変更承認以外）、専任教員に関する事項、実習施設等に関する事項について変更する場合に提出。「報告書」については年に1度の学生数等の報告である。

【指導調査に関する業務】

養成施設等の種別	対象 施設数	実施 施設数
管理栄養士養成施設	5	0
栄養士養成施設	5	1
介護福祉士養成学校	4	0
福祉系高等学校等	4	2
あ・は・き養成施設	1	0
計	19	3

(2) 補助金の交付

①業務概要

地方公共団体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共団体が整備する社会福祉施設、保健衛生施設及び子ども・子育て支援施設の施設・設備費の交付決定などの執行业務を行っています。

また、補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、四国厚生支局では、補助金等で整備した施設・設備に関する財産処分の承認審査を行っています。

②業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

【補助金等の交付】

(単位：円)

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	38,767,509
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	2,998,788
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	6,620,119
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	306,496,124

補助金等名称	交付目的	交付決定額
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	30,830,918
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	5,184,241,768
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	5,523,379,843
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	43,057,116
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,444,510,867
女性保護事業費負担金	法に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	41,385,503
女性相談支援センター運営費負担金		503,087
女性自立支援事業費補助金		30,687,175
子どものための教育・保育給付交付金	子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする	41,565,795,765
子どものための教育・保育給付費補助金	子ども・子育て支援法附則第14条第3項の規定に基づき、「認可化移行運営費支援事業」等の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする	0
子育てのための施設等利用給付交付金	子ども・子育て支援法第68条第2項の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長す	883,026,136

補助金等名称	交付目的	交付決定額
	るように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする	
子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする	6,018,168,000
子ども・子育て支援施設整備交付金	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策及び病児保育事業の推進を図ることを目的とする	278,019,000
保健衛生施設等施設整備費補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設・設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	29,424,000
保健衛生施設等設備整備費補助金		25,503,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業に要する費用等の一部を補助する	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	561,545,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	414,863,000

補助金等名称	交付目的	交付決定額
児童福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、こども家庭庁長官に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	0
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	167,262,000
就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費並びに防音壁の整備及び防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする	1,626,505,000

【財産処分の承認等】

区分	処理件数
財産処分承認申請	16件
包括承認事項における財産処分報告の受理	17件
計	33件

(3) 医療安全の普及・啓発

①業務概要

厚生労働省では医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得等を行う「医療安全セミナー」を開催しています。

②業務実績

令和7年度においては、グループワーク形式で実施する「ワークショップ」をオンライン形式により開催しました。

テーマ「事例に学ぶ医療安全」

開催方法 オンライン形式 (Zoom)

実施年月日 令和7年12月25日（木）

対象者

【講演】

（１） 四国４県の医療機関において勤務する職員

【グループワーク】

（１） 四国４県の医療機関において、医療安全管理体制の中心的な役割を担う以下の者

① 管理者（医療機関における管理者）

② 医療安全管理者（医療機関全体の安全管理を担当する実務者。専任、兼任は問わない。）

③ ②以外で医療安全に関する業務に従事する者

（２） 四国４県、保健所設置市において、医療安全に関わっている者

（ただし、（１）の者を優先する。）

参加人数

【講演】 85機関（医療機関及び行政機関）

【グループワーク】 33名（徳島県7名、香川県9名、愛媛県15名、高知県2名）

プログラム	担当講師等
講演 「香川大学医学部附属病院における取り組み」 ① 看護師の立場から ② 薬剤師の立場から ③ 臨床工学技士の立場から ④ 医師の立場から	講師： 香川大学医学部附属病院 医療安全管理部 ① 看護師 GRM 酒井 佳代 ② 薬剤師 GRM 山口 佳津騎 ③ 臨床工学技士 GRM 光家 努 ④ 医師 GRM 村上 和司
特別講演 「医療安全担当者が知っておきたい紛争解決の基本とカルテ記載の重要性」	講師： やまね法律事務所 山根 務
グループワーク テーマ 「グループで考える事例対応策」 6 グループ (1 グループ4人～6人)	ファシリテーター：6名 松浦 奈都美、酒井 佳代、 山口 佳津騎、光家 努、 合田 幸伸、近藤 恵 コメンテーター：1名 山根 務
各班発表、全体共有、まとめ	講師： 香川大学医学部附属病院 医療安全管理部 部長 村上 和司

(4) 民生委員及び児童委員の委嘱

①業務概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、さらに福祉事務所等関係行政機関に対する協力など社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選（直近の改選は令和7年12月1日に行われ、任期は令和10年11月30日まで）が行われています。

四国厚生支局では、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

令和8年3月末現在の四国厚生支局管内の民生委員数は、次のとおりです。

（単位：人）

県・市		民生委員数	主任児童委員数
県	徳島県	1,818	180
	香川県	1,171	147
	愛媛県	2,322	291
	高知県	1,474	127
中核市	高松市	766	85
	松山市	901	85
	高知市	602	55
計		9,054	970

②業務実績

令和7年度における民生委員・児童委員の委嘱等の業務実績は、次のとおりです。

区分	処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	158件
民生委員・児童委員の解嘱	136件
主任児童委員の指名	12件
厚生労働大臣表彰状の授与	16件
厚生労働大臣特別表彰の授与	413件
厚生労働大臣感謝状の授与	56件

(5) 医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度

①制度概要

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間（6か月以上）勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った方を厚生労働大臣が認定する制度です。

なお、認定を受けた医師は、地域支援病院の管理者になることができるほか、その医師が在籍する病院等において、医師少数区域等で勤務する医師の質の向上のための研修費用や書籍の購入など経済的支援を補助金により受けることができます。

②業務概要

認定を受けたい医師自らが、個々の患者の生活背景を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導、他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携、地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動の実績を届け出ていただき、四国厚生支局で申請書を審査し医師少数区域等における医療に関する経験を認定します。

③業務実績

令和7年度における認定状況は、次のとおりです。

内容	件数
医師少数区域等で勤務した医師の認定	10 件

6 地域包括ケア推進課

(1) 地域包括ケアシステムの構築支援に関する企画・立案、総合調整

①業務概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進してきました。これからは、2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える方や、認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれるため、システムの深化が必要とされています。

当課では、この地域包括ケアシステムの構築及び深化の支援のため、県と連携しつつ、市町村における取組を推進・支援しています。具体的には、支援方策を検討するための四国厚生支局地域包括ケア推進本部の設置・運営や、県・市町村・学識経験者等の関係者との意見交換会を開催しています。

②業務実績

令和7年度における地域包括ケア推進本部会議、フォーラム等の開催状況及び視察の実績は、次のとおりです。

【地域包括ケア推進本部会議の開催状況】

実施日	会議内容
令和8年3月12日（木）	・ 令和7年度の業務実績について ・ 令和8年度の業務計画について ・ 講演 「サービス提供から「リエイブルメント」へ C型事業所実装からの学びと提言」 ・ 各県令和7年度新規事業等報告

◆四国厚生支局地域包括ケア推進本部の概要

- ・ 設置目的：四国厚生支局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び市町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施します。

- ・ 組織：本部長、副本部長、本部員、参与

四国厚生支局として総合的に支援等を協議・実施するため、支局長を本部長、次長を副本部長、支局内関係課所長を本部員として設置。

本部員は、指導総括管理官、総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、管理課長、調査課長、徳島事務所長、愛媛事務所長、高知事務所長、地域包括ケア推進課長、地域包括ケア推進課長補佐、地域包括ケア推進官、その他本部長が必要と認めた者。

参与として、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体課室長。

【フォーラム等の開催状況】

ア. 令和7年度認知症希望大使フォーラム

日 時：令和7年8月28日（木）13：30～

場 所：オンライン開催（Zoom）

参 加 者：県及び市町村認知症施策担当職員、地域包括支援センター職員、
認知症ご本人、認知症ご家族、認知症地域支援推進員、若年性認知症
支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター、介護従事者等
参加人数：約250名

【地域包括ケアシステム構築に関する情報収集等のための視察】

実施日	視察先
令和7年10月20日（月）	北川村あったかふれあいセンター（高知県安芸郡北川村）
令和7年10月21日（火）	あったかふれあいセンター 「ふれあい おちあい」（高知県高岡郡越知町）

（２）地域包括ケアシステムの普及・啓発

①業務概要

地域包括ケアシステムに関する施策について、厚生労働省老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行います。

あわせて、厚生労働省老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとに事業等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行います。

また、四国厚生支局ホームページを活用し、地域包括ケアシステム関係情報について広く情報提供を行うとともに、四国厚生支局管内各自治体と情報共有を行っています。

②業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

【老人保健健康増進等事業に関する業務】

老人保健健康増進等事業とは、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする補助金事業です。

採択数	テーマ名
1件	中山間地域の高齢者における対話型ロボット等を活用した介護人材の業務負担軽減等に関する調査研究事業

(3) 地域支援事業の助言・支援

①業務概要

管内市町村の地域支援事業の取組状況や好事例を把握するとともに、分析及びその結果を踏まえた情報共有や助言及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナー等に参加しています。

②業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

【伴走支援事業】

事業	自治体名	実施日
地域づくり加速化事業	土庄町（香川県）	令和7年8月4日（月） 令和7年11月17日（月） 令和8年2月20日（金）
	中芸広域連合（高知県）	令和7年9月4日（木） 令和7年12月5日（金） 令和8年2月5日（木）
高齢者住まい・生活支援伴走支援事業	松山市（愛媛県）	令和7年11月5日（水）

【県等主催のセミナー等への参加実績】

名称	主催	場所/参加形態	実施日
令和7年度地域包括支援センター等新任職員研修（前半）	香川県	香川用水資料館（高松市）	R7.5.12
令和7年度 地域づくりにおける介護予防研修会	中芸広域連合	田野町保健センター	R7.5.16
令和7年度地域包括支援センター等新任職員研修（後半）	香川県	香川用水資料館（高松市）	R7.5.19
令和7年度地域包括ケア推進課若手研修会	厚生労働省	厚生労働省（東京）	R7.6.5～ R7.6.6
令和7年度改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会	国土交通省・厚生労働省	サンポートホール高松	R7.6.12
高知家健康会議 2025	高知県	高知会館	R7.7.28
高知県居住支援協議会第1回定期総会	高知県居住支援協議会事務局	Web	R7.8.6
とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会記念講演・地域支えあい座談会	とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会	とくしま県民活動プラザ	R7.9.12
第10期介護保険事業計画策定に向けた介護予防事業に関する研修会	土庄町	土庄町国保保健福祉総合施設やすらぎプラザ	R7.9.29

福祉的支援担当者研修	四国矯正管区	高松法務合同庁舎	R7. 10. 1
居住支援協議会等との意見交換会	四国矯正管区	松山刑務所	R7. 11. 5
香川県長期療養者就職支援担当者連絡協議会	香川労働局	高松サンポート合同庁舎	R7. 12. 10
香川県地域包括ケアシステム学会 第8回学術集会	香川県地域包括ケアシステム学会	レクザムホール	R7. 12. 14
令和7年度中国四国地方農福連携推進オンラインセミナー	中国矯正管区、四国矯正管区、中国四国農政局	Web	R7. 12. 17
長期療養者就職支援担当者連絡協議会	愛媛労働局	松山若草合同庁舎	R7. 12. 19
令和7年度刑務所出所者等に対する福祉支援に係る中国・四国ブロック協議会	四国矯正管区	高松法務合同庁舎	R8. 2. 26

(4) 認知症施策の普及・啓発、各種事業の助言・支援

①業務概要

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、講演実施や関係行事へ参加し、普及・啓発に関する取組を行うとともに、介護保険法の地域支援事業において、包括的支援事業として位置づけられている認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の実施状況の把握、助言、支援等を行っています。

②業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

【会議等の開催状況】

実施日	名称
令和7年8月5日（火）	四国管内認知症施策担当者会議
令和7年12月16日（火）	若年性認知症施策担当者等会議

【セミナー等の開催状況】

ア. 令和7年度認知症セミナー

日 時：令和7年7月17日（木）13：00～

場 所：オンライン開催（Zoom）

参 加 者：県及び市町村の認知症施策担当職員、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター職員、認知症疾患医療センター職員、若年性認知症支援コーディネーター、生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター・認知症の人と家族の会 世話人等、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体、介護従事者、地域で認知症の人のサポートをされている方々等

参加人数：約580名

イ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和7年11月13日（木）14：00～
場 所：徳島第2地方合同庁舎 2階 共用第1会議室
参 加 者：徳島市に所在する国の地方支分部局職員等
参加人数：21名 ※徳島事務所主催

ウ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和7年11月12日（水）13：30～
場 所：高松サンポート合同庁舎 南館1階 南101大会議室
参 加 者：高松市に所在する国の地方支分部局職員等
参加人数：48名

エ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和7年12月3日（水）14：00～
場 所：四国森林管理局庁舎 2階大会議室
参 加 者：高知市に所在する国の地方支分部局職員等
参加人数：25名 ※高知事務所主催

オ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和7年12月8日（水）14：00～
場 所：松山地方合同庁舎 6階共用会議室
参 加 者：松山市に所在する国の地方支分部局職員等
参加人数：41名 ※愛媛事務所主催

【県等主催のセミナー等への参加実績】

名称	主催	場所/参加形態	実施日
令和7年度高知県認知症施策推進研修会	高知県	須崎市立市民文化会館	R7. 11. 11
令和7年度高知県認知症施策推進研修会	高知県	高知県立ふくし交流プラザ	R7. 12. 9
令和7年度高知県認知症施策推進研修会	高知県	四万十市総合文化センターしまんとぴあ	R8. 1. 13
令和7年度チームオレンジ活動報告会	徳島県	徳島県立総合福祉センター	R8. 1. 22
認知症施策担当者意見交換会	香川県	香川県社会福祉総合センター	R8. 2. 12

(5) 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金(介護分)の執行

①業務概要

地域支援事業交付金は、市町村が地域支援事業として、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために交付するもので、内示額決定のための事前協議など執行業務等を行っています。

地域医療介護総合確保基金(介護分)は、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築及び地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的として、都道府県に設置される基金です。当支局では、この基金の財源として充当される医療介護提供体制改革推進交付金の管内県への申請依頼や修正指示、必要な助言を行うとともに、事業量調査及び交付決定通知の発出等の業務を実施しています。

②業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

【地域支援事業交付金】

業務内容	実施時期
令和6年度実績報告取りまとめ	7月
令和7年度事前協議書取りまとめ	9月
令和7年度交付申請書取りまとめ	2月

【地域医療介護総合確保基金(介護分)】

業務内容	実施時期
令和6年度実績報告取りまとめ	4月
令和7年度国庫補助協議とりまとめ	7月
令和7年度交付申請書とりまとめ	1月

(6) 介護保険事業(支援)計画に関する助言・支援

①業務概要

介護保険法第116条の国の基本指針に基づき、市町村は法第117条第1項、都道府県は法第118条第1項に基づき、3年を1期(令和6～8年度)とする第9期介護保険事業(支援)計画を定めることとされています。

これらの計画作成に関する進捗状況、作成に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の県を通じて把握し、課題のある市町村及び県に関しては当該県に対して必要な助言及び支援を行います。

また、第9期介護保険事業(支援)計画に関し、四国厚生支局管内の各県による計画の作成状況及び市町村支援の状況を確認するため、ヒアリングを実施しています。ヒアリングの際に、第9期介護保険事業(支援)計画の作成状況についての進捗及び意見聴取を行いました。

②業務実績

令和7年度における各県へのヒアリング実績は、次のとおりです。

県名	実施日
徳島県	令和7年10月14日（火）
香川県	令和7年10月10日（金）
愛媛県	令和7年10月14日（火）
高知県	令和7年10月14日（火）

（7）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する業務

①業務概要

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金について、厚生労働本省と連携を図りながら、交付に関する事務を行っています。

また、管内市町村への先行事例のヒアリングや各県担当者との意見交換会を行い、一体的な実施の状況や実施に当たっての課題等について把握し、情報共有及び支援を行っています。

②業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

【特別調整交付金（事業区分Ⅰ）】

業務内容	実施時期
令和6年度実績報告審査	8月
令和7年度実施計画書審査	8月
令和7年度実施計画書（変更）審査	1月

【会議等の開催状況】

実施日	名称
令和7年12月23日（火）	四国厚生支局管内県担当者意見交換会

【ヒアリング実績】

実施日	自治体名
令和7年12月10日（水）	徳島県阿波市
令和7年12月11日（木）	徳島県那賀町

【県等主催のセミナー等への参加実績】

名称	主催	場所/参加形態	実施日
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施意見交換会	香川県後期高齢者医療広域連合	ホテルマリンパレスさぬき	R7.12.3

7 保険年金課

(1) 健康保険組合に対する認可・指導監督

①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導を行っています。

◆健康保険組合の状況（令和8年3月末現在）

- 健康保険組合数 23 組合
- 被保険者数 約 9.6 万人

②業務実績

令和7年度は、9組合を対象に実地指導監査を行いました。

令和7年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	規約改正等の 認可	届出等の受理	大臣への提出 書類の経由	公法人証明、 印鑑証明等
健康保険組合	30	139	277	12

(2) 全国健康保険協会支部に対する認可・質問検査

①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、全国健康保険協会が運営しており、都道府県ごとに47の支部が設置されています。

四国厚生支局では、四国管内に所在する4支部への質問検査及び立入検査に係る認可等を行っています。

②業務実績

令和7年度は、全国健康保険協会支部の2支部について保険者機能の強化の観点から立入検査を行いました。

令和7年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	立入検査等の認可
全国健康保険協会	1

(3) 確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に対する認可・指導監督

①業務概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

四国厚生支局では、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に係る認可、承認及び指導監督等を行っています。

◆承認規約数の状況（令和8年3月末現在）

- 確定給付企業年金（基金型を含む。） 297 規約
- 確定拠出年金（企業型年金） 135 規約

②業務実績

令和7年度は、確定給付企業年金（基金型を含む。）の監査について、書面監査 63 件を行いました。

令和7年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	規約(改正を含む)の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定給付企業年金	20	438	32	16
確定拠出年金	42	300		

8 管理課

(1) 国民健康保険の保険者等に対する助言・指導監督

①制度概要

国民健康保険は、自営業者等他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない者を被保険者とし、疾病、負傷、出産又は死亡に関する給付を行う制度です。都道府県及び市町村（特別区を含む）が保険者となる市町村国保と、業種ごとに組織される国民健康保険組合から構成されています。また、国民健康保険団体連合会は、都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合が共同で事務を行うため都道府県単位で設立された団体であり、診療報酬の審査及び支払事務などを実施しています。

②業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、指導監督を行っています。

③業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

県	市町村	国保組合	国保連合会
4	4	0	2

④主な助言内容

- ・保険料等の収納対策の強化に関すること。
- ・特定健診の受診率向上に関すること。
- ・医療費適正化対策に関すること。

(2) 後期高齢者医療制度に係る助言・指導監督

①制度概要

後期高齢者医療は、従来の老人保健制度に代わって、平成20年4月に創設された医療保険制度で、原則75歳以上の者を被保険者としています。制度の運営は都道府県ごとに全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っており、国民健康保険団体連合会は診療報酬の審査及び支払事務などを実施しています。

②業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療の保険者等に対し、後期高齢者医療事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

③業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

県	市町村	広域連合	国保連合会
4	4	4	2

④主な助言内容

- ・保険料等の収納対策の強化に関すること。
- ・健康診査の受診率向上に関すること。

(3) 社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監督

①概要

社会保険診療報酬支払基金は、被用者保険に係る診療報酬の審査支払機関です。支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され、支払われています。

②業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監査を実施しています。

③業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

内容	件数
監査	1

9 医療課

(1) 特定機能病院に対する立入検査

①制度概要

特定機能病院は、医療施設機能の体系化の一環として、高度な医療の提供、高度な医療技術の開発及び高度な医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣から特定機能病院として承認を得た医療機関になります。四国管内において国の承認を得ている特定機能病院は、現在、各県の大学病院（4機関）になります。

なお、質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院を臨床研究中核病院として国が承認を行っておりますが、現在、四国管内に承認された医療機関はございません。

②業務概要

医療法第 25 条第 3 項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対する立入検査業務を行っています。主な検査項目は次のとおりです。

(立入検査の主な検査項目)

- ・医療の安全の確保について
- ・院内感染対策について
- ・医薬品に係る安全管理について
- ・医療機器に係る安全管理について
- ・平成 28 年改正省令事項
- ・平成 30 年改正省令事項
- ・令和 3 年改正省令事項
- ・職員健康診断
- ・特定機能病院の要件事項
- ・医療上の事故事例の対応状況について

③業務実績

令和 7 年度における業務実績については、4 機関全て対面による検査を実施しました。

内容	件数
立入検査	4 件

(2) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督

①制度概要

保険医療機関等若しくは保険医等に対する指導及び監査は、保険医療機関等における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（保険薬局若しくは保険薬剤師の場合は、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」）を理解していただき、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、各種法令に基づき実施しています。

また、指定訪問看護事業者、柔道整復師及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師についても同様に各種法令や通知に基づき実施しています。

②業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における指導監査業務の円滑な実施に努めています。

令和8年3月末現在の四国厚生支局管内における指定・登録等状況は、次のとおりです。

区分		機関数（登録人数）	備考
保険医療機関等	病院	434機関	歯科併設64機関含む
	医科診療所	2,548機関	歯科併設25機関含む
	歯科診療所	1,774機関	
	薬局	1,904機関	
保険医等	医師	15,578人	
	歯科医師	3,640人	
	薬剤師	11,690人	
指定訪問看護事業者		692機関	
柔道整復施術所		1,263機関	
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ施術所		915機関	

③業務実績

令和7年度における特定共同指導・共同指導は、次のとおり実施しました。

内容	区分	機関数
特定共同	薬局	1 機関
共同指導	医科	2 機関
	歯科	0 機関
	薬局	2 機関

10 調査課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理及び分析や四国厚生支局の医療指導部門の訴訟に係る業務の調整を行っています。

(1) 保険医療機関等の情報の管理及び分析

○業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者の指定に係る情報や保険医療機関において診療に従事する保険医及び保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報等を四国厚生支局のホームページに掲載しています。

また、個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項についても、適正な保険診療、診療報酬の請求に役立てていただく目的から、ホームページへの掲載を行っています。

(2) 保険医療機関等の情報公開

①業務概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）等に基づき、医療指導部門の保有する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

②業務実績

令和7年度における開示請求の処理状況は、次のとおりです。

部門	件数
医療指導部門	31 件

(3) 医療指導部門の訴訟に関する調整

①業務概要

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、四国厚生支局長が行った処分について、国を被告とする訴訟（医療指導部門に属するものに限る。）に係る業務の調整を行っています。

②業務実績

令和7年度には訴訟対応はありませんでした。

1 1 指導監査課及び各県事務所

四国厚生支局管内 4 県について、香川県は指導監査課が、徳島県、愛媛県、高知県は各県事務所が保険医療機関等の指導などの業務を行っています。

(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

①制度概要

ア 保険医療機関等に対する指導・監査

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

イ 指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対する指導・監査

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

また、受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して指導を実施しています。

②業務概要

指導は次の形態により行っています。

ア 保険医療機関等に対する指導・監査

- ・ 集団指導＝保険医療機関等又は保険医等を対象に e ラーニング等で実施。
- ・ 集団的個別指導＝保険医療機関等を対象に講習会方式で実施。
- ・ 個別指導＝保険医療機関等を対象に個別面談方式で実施。
- ・ 新規個別指導＝新規指定の保険医療機関等を対象に個別面談方式で実施。

イ 指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対する指導・監査

- ・ 集団指導＝新規指定の指定訪問看護事業者、受領委任の取扱い等を承諾した柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師を対象に講習会方式で実施。
- ・ 個別指導＝指導対象となる指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師に対して個別面談方式で実施。

なお、診療内容や診療報酬・療養費の請求に不正又は著しい不当があったこと等により、監査を実施する場合がありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者の指定の取消、保険医等の登録取消等及び柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止等の行政上の措置を行います。

③業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指導状況】

(単位：件)

		新規 個別指導	集団指導	集団的 個別指導	個別指導
徳島県	医科・病院	0	5	8	1
	医科・診療所	5	47	28	12
	歯科	7	35	17	2
	薬局	10	45	21	9
香川県	医科・病院	0	3	5	2
	医科・診療所	24	71	36	6
	歯科	5	43	34	0
	薬局	16	68	33	11
愛媛県	医科・病院	0	3	9	0
	医科・診療所	23	112	53	9
	歯科	9	54	46	6
	薬局	22	83	47	6
高知県	医科・病院	0	3	10	1
	医科・診療所	8	42	24	1
	歯科	8	33	25	2
	薬局	10	78	15	8
計	医科・病院	0	14	32	4
	医科・診療所	60	272	141	28
	歯科	29	165	122	10
	薬局	58	274	116	34

【指定訪問看護事業者の指導状況】 (単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島県	10	1
香川県	17	1
愛媛県	19	1
高知県	7	1
計	53	4

【柔道整復師の指導状況】 (単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島県	6	0
香川県	10	0
愛媛県	13	0
高知県	3	0
計	32	0

【はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の指導状況】

(単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島県	3	0
香川県	10	0
愛媛県	21	0
高知県	2	0
計	36	0

(2) 保険医療機関等の施設基準の調査

①制度概要

保険医療機関及び保険薬局は、「施設基準」（従事者数、施設・設備等に関して厚生労働大臣が定めた基準）を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

②業務概要

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理、受理後の調査等の業務を行っています。

③業務実績

令和7年度における適時調査の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
徳島県	51	0	0	0
香川県	44	0	0	0
愛媛県	64	0	0	0
高知県	60	0	0	0
計	219	0	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①制度概要

医療機関又は薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関又は保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。訪問看護事業者が、健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣の指定を受ける必要があります。

被保険者等が柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「柔道整復師等」という。）から施術を受けた場合、その費用は、原則として被保険者等が一旦柔道整復師等に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付の仕組みとなっています。しかし、被保険者の負担を軽減するため、柔道整復師等から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師等に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師等が保険者に請求する仕組み（受領委任払い）を採っています。

②業務概要

ア 健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

イ 保険医療機関等において健康保険等の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

ウ 柔道整復師の受領委任に関する登録及び承諾を行います。

エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の受領委任の申出の受付及び承諾を行います。

③業務実績

令和7年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指定状況】

(単位：件)

	医科		歯科		薬局	
	指定	更新	指定	更新	指定	更新
徳島県	17	50	6	38	15	34
香川県	16	76	8	44	18	62
愛媛県	31	121	16	52	29	68
高知県	16	40	8	35	16	69
計	80	287	38	169	78	233

※「歯科」は病院併設機関を含んだ合計件数。

【指定訪問看護事業者の指定状況（単位：件）】

	指定	廃止	辞退
徳島県	12	1	0
香川県	25	11	0
愛媛県	22	7	0
高知県	10	2	0
計	69	21	0

【保険医等の登録状況】

（単位：件）

		新規登録	抹消等	異動	
				転入	転出
徳島県	医 師	47	4	40	48
	歯 科 医 師	28	7	10	21
	薬 剤 師	37	2	49	21
香川県	医 師	64	10	83	113
	歯 科 医 師	7	13	7	11
	薬 剤 師	43	0	20	63
愛媛県	医 師	84	7	121	132
	歯 科 医 師	6	9	12	0
	薬 剤 師	69	0	21	50
高知県	医 師	53	5	60	73
	歯 科 医 師	0	0	6	2
	薬 剤 師	30	1	54	40
計	医 師	248	26	304	366
	歯 科 医 師	41	29	35	34
	薬 剤 師	179	3	144	174

※「抹消等」欄は抹消、死亡、取消の合計件数。

（４）四国地方社会保険医療協議会部会の運営

①制度概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関及び保険薬局の指定について、四国地方社会保険医療協議会の部会で審議を行っています。

②業務概要

四国地方社会保険医療協議会部会を各県に設置し、庶務を行っています。

③業務実績

令和７年度における四国地方社会保険医療協議会部会は、各県において月１回（年１２回）開催されました。

12 社会保険審査官

○ 社会保険各法による保険者が決定した不服申立への対応

①業務概要

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年法律第 206 号）の規定により地方厚生（支）局に設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関として、社会保険各法（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等）に基づく保険（年金）給付や被保険者資格、標準報酬、保険料（ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は社会保険審査会へ審査請求を行う。）について、保険者（厚生労働大臣、日本年金機構理事長、全国健康保険協会各支部長等）が行った処分決定に対する不服申立てである審査請求の業務を行っています。

②業務実績

令和 7 年度における審査請求の取扱状況は、次のとおりです。

（単位：件）

制度	受付状況			処理状況						翌年度繰越し
	前年度繰越し	受付	計	取下げ	移送	決定状況			計	
						却下	容認	棄却		
健康保険	0	2	2	1	1	0	0	0	2	0
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	19	73	92	4	3	1	0	69	77	15
国民年金	21	57	78	1	0	2	0	67	70	8
合計	40	132	172	6	4	3	0	136	149	23

（注 1）「取下げ」とは、審査請求後に保険者が処分を変更した等の理由により訴えの利益がなくなり、審査請求人が審査請求を取下げたものです。

（注 2）「移送」とは、他の厚生局扱分が提出された場合に管轄厚生局へ移送したものです。

（注 3）「却下」とは、法定請求期間を経過してからの審査請求や保険者の処分決定が行われていないなど、所要の要件を満たしていないため、審査請求の内容を審理するに至らないと判断したものです。

（注 4）「容認」とは、審査請求の内容を審理し、審査請求を認め、原処分を取り消すと判断したものです。

（注 5）「棄却」とは、審査請求の内容を審理し、審査請求を認めず、原処分は適正と判断したものです。

13 麻薬取締部

(1) 不正薬物の取締り

①業務概要

ア 不正薬物の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪の捜査を行っています。同部に所属する麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による特別司法警察員として、次の法律で規定される不正薬物の取締りを行っています。

[薬物関連五法]

- 麻薬及び向精神薬取締法：ヘロイン、コカイン、大麻、MDMA、LSD、向精神薬等
- 大麻草栽培規制法：大麻草の栽培等
- あへん法：あへん、けし、けしがら
- 覚醒剤取締法：覚醒剤、覚醒剤原料
- 麻薬特例法：業として行う薬物の密輸・密売、マネー・ロンダリング罪

[その他]

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律：指定薬物等
- 刑法：第2編第14章 あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席する「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

また、取り扱った薬物事犯の性質及び態様によっては、適宜、関係機関（警察、税関等）と情報交換、合同捜査も行っています。

②業務実績（令和7年1月～12月）

ア 不正薬物の取締件数等

	検挙件数	検挙人員
麻薬及び向精神薬取締法違反	5件	6名
大麻草栽培規制法	0件	0名
（旧）大麻取締法違反	1件	1名
覚醒剤取締法違反	13件	12名

あへん法	0 件	0 名
麻薬特例法違反	1 件	1 名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関する法律違反	2 件	1 名
計	22 件	21 名

(押収物)

覚醒剤	18.978 g
大麻	2,989.139 g
指定薬物	15.811 g

イ 各取締機関との連携

令和7年度は、徳島市において「四国地区麻薬取締協議会」を開催しました。

同協議会においては、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、税関、海上保安本部、管内の各県警察本部等の機関が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等の情報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図っています。

ウ 捜査実績

- ・高松市内の指定暴力団親和会幹部組員である覚醒剤密売人とその客を検挙した。
- ・高松市内の元暴力団組員である覚醒剤密売人とその客を検挙し、覚醒剤及び大麻を押収した。
- ・高松市内のベトナム人を輸入者とする麻薬（大麻）密輸入事件の摘発があり、関係機関と合同でコントロールド・デリバリー捜査を駆使しベトナム人1名を検挙した。なお、同事件で押収した大麻約3キログラムは、管内で過去最大の押収量であり、同薬物の市中への拡散を防ぐとともに、外国人密売組織に打撃を与えた。

(2) 薬物鑑定

①業務概要

麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収した証拠品を科学的かつ中立的な立場から鑑定しており、薬物犯罪を立証する上で中核となる業務です。

なお、押収した証拠品の鑑定結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

鑑定の主な業務は、以下のとおりです。

- 押収した薬物の鑑定
- 薬物使用の証明に係る生体試料（尿、汗、毛髪）の鑑定
- 注射器、パイプ、秤量器具等の関係押収品に係る付着物の鑑定
- 迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究

②業務実績（令和7年1月～12月）

受理した鑑定嘱託件数は、138件（検体数：221検体）です。

(3) 医療用麻薬等の指導・監督

①業務概要

ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、乱用された場合には乱用者自身の精神および身体への障害をもたらすほか、薬物入手のための各種犯罪の発生など社会全体に対して危害をもたらすおそれがある大きなものですが、その一方で適正に用いられれば医療上有用なものでもあります。

そこでこれら薬物の適正な取扱いを確保するため、使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に限定した上、その取扱者を免許、許可、届出制とすることで、不正ルートへの横流し等を無くし、国民の健康被害を未然に防止しています。

麻薬取締部は、これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行います。

また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務を行い、正規の取引であることを確認しています。

イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する指導を行っています。

②業務実績

ア 許認可件数（令和 7 年 1 月～12 月）

麻薬関係	100 件
向精神薬関係	17 件
麻薬向精神薬原料関係	5 件
覚醒剤・大麻関係	12 件
けし関係	4 件
計	138 件

イ 立入検査（令和 7 年 1 月～令和 7 年 1 2 月）

麻薬関係	件 数
麻薬輸入業者	0 件
麻薬輸出業者	1 件
麻薬製剤業者	1 件
家庭麻薬製造業者	0 件
麻薬元卸売業者	0 件
麻薬卸売業者	2 件
麻薬小売業者	84 件
病院・一般診療所	44 件
飼育動物診療施設	10 件
麻薬研究者	0 件
計	142 件

向精神薬関係	件 数
向精神薬輸入業者	1 件
向精神薬製造製剤業者	2 件
免許みなし卸売販売業者	2 件
免許みなし薬局	84 件
病院・一般診療所・歯科	44 件
飼育動物診療施設	10 件
計	143 件

覚醒剤関係	件 数
覚醒剤研究者	0 件
覚醒剤原料取扱者	2 件
薬局	84 件
病院・診療所	44 件
飼育動物診療施設	10 件
計	140 件

(4) 薬物乱用者対策・再乱用防止活動

薬物相談電話（TEL 087-823-8800）を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に応じています。

また麻薬取締部を含む捜査機関により検挙され、保護観察が付かない執行猶予判決を受けた薬物初犯者等やその家族等が希望した場合は、再乱用防止支援も実施しています。

令和元年度より再乱用防止支援員（精神保健福祉士等の専門支援員）を配置し、支援対象者に対し同支援員によるワークブック（自習用教材）を用いたプログラムの実施、家族への助言等の支援を行うほか、地域の精神保健福祉センターや依存症治療機関等との連携及びこれらの施設への支援対象者の支援引継ぎに取り組んでいます。

さらに、薬物依存の治療、社会復帰支援に携わる関係機関（医療機関、行政機関等）の取組みについて、それぞれの職員との情報・意見交換を通じて、相談業務の充実や地域における関係機関の連携強化を図っています。

令和7年度は、香川県高松市で「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、また併せて「中国四国地区再乱用防止対策講習会」も開催いたしました。

これらの会議は、中国四国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に開催することとしており、令和8年度は、島根県松江市で開催予定です。

再乱用防止支援対象者の推移（令和元年4月～令和7年12月）

	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
対象者数（人）	3	7	5	7	4	4	7

(5) 薬物乱用防止啓発活動

①薬物乱用防止教室等への講師派遣

薬物乱用を防止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する広報啓発として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

また、保健所やその他公的機関等からも依頼を受け、講師として職員を派遣しています。

業務実績（令和7年4月～令和8年3月）

講演実施状況	件数	対象人員
小学校・中学校・高等学校・大学等	16件	2,999名
教育委員会等（教育関係）	0件	0名
その他公的機関等	15件	1,688名
計	31件	4,687名

②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用対策として、政府の薬物乱用対策推進会議により「第六次薬物乱用防止五か年戦略（令和5年8月）」が策定されました。その背景のもと、国内の薬物乱用防止活動を推進すべく、官民一体となり国民一人一人の薬物乱用問題に関する知識を高めるため、及び、国連総会決議による「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図る目的で、毎年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施しています。

（令和7年度運動期間：6月20日～7月19日）

③不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることがないように、けしの開花時期や大麻の生長期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

（令和7年度運動期間：5月1日～6月30日）

④麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動を行っています。

令和7年度は、徳島県において「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動徳島大会」を参集形式により開催しました。

この大会は、中国四国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に実施し、本年度は岡山県で開催予定です。

（令和7年度運動期間：10月1日～11月30日）